

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区内の集合住宅又は事業所に、LED照明を設置する集合住宅の所有者若しくは管理者又は公共的団体等若しくは中小規模事業者に対し、必要な経費の一部として集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金（以下「本補助金」という。）を交付することにより、LED照明の普及を促進し、もって電力使用量の削減及び温室効果ガスの排出量の削減を図り、脱炭素社会への転換を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的団体等 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人又は町内会等の公共、公益的な事業を行う民間団体をいう。
- (2) 中小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）であって、足立区内に本店、支店又は営業所等があるものをいう。
- (3) LED照明 光源に発光ダイオードを使用した照明器具をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 本補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業の用に供する区内の建築物にLED照明を設置する公共的団体等
 - (2) 事業の用に供する区内の建築物にLED照明を設置する中小規模事業者
 - (3) 区内の集合住宅にLED照明を設置する当該集合住宅の所有者（当該集合住宅が分譲マンションである場合は、当該分譲マンションの管理者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人をいう。以下同じ。））
- 2 前項に定めるもののほか、補助対象者は、次の要件の全てを満たしていなければならない。ただし、足立区長（以下「区長」という。）が特に認めたものは、この限りでない。
- (1) 区内の既存施設等（集合住宅においては共用部分に限る。）において、既存のLED照明以外の照明を、新品のLED照明に換えて設置すること（設置工事を伴わないランプの交換のみの場合を除く。以下「補助対象工事」という。）。)
 - (2) 本補助金の申請時に、設置工事に着手していないこと。
 - (3) 本補助金の申請を行う年度（以下「現年度」という。）の2月末日までにLED照明の設置工事が完了すること。
 - (4) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が、5万円以上であること。
 - (5) 不動産登記上の1棟の建物単位での申請であること。ただし、一の申請で2棟以

上の建物を申請対象とすることを妨げないが、一の申請に対する補助金交付額の上限は30万円とする。

(6) 同一年度内において、補助対象工事を行った集合住宅、事業所等が本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(7) 補助対象工事を行う集合住宅、事業所等が、過去5年以内（前回本補助金の交付決定を受けた日が属する年度の翌年度4月1日から5年以内）に本補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(8) 改修後の総消費電力が、改修前の総消費電力を上回らないこと。

(9) 補助対象者が個人事業主の場合、本補助金の申請を行う年度の前年度において住民税の滞納がないこと。

(10) 補助対象者が法人（分譲マンションの管理組合法人を除く。）の場合、本補助金の申請を行う年度時点における前事業年度において法人住民税（当該法人の法人住民税が非課税等の事情がある場合にあっては、法人税）の滞納がないこと。

(11) 蛍光灯ランプをLEDランプに交換する場合（照明器具全体を交換した場合を除く。）は、既設の蛍光灯器具の安定器を取り外す工事を行う等、当該設置工事が安全に行われることが確認できること。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、機器本体及び部材購入費並びに設置工事費（運搬費、処分費、諸経費、その他のLED照明の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が自ら工事を行った場合は、設置工事費は補助対象経費としないこととする。

（補助金の交付額）

第5条 本補助金の額は、補助対象経費の3分の1とし、1,000円未満の金額は切り捨てるものとする。ただし、本補助金の額の上限は、30万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、他の団体から同種の補助金の交付を受けることにより、当該補助金の額及び本補助金に係る交付額の合計金額が、補助対象経費を上回る場合は、その上回った金額を当該補助金の額から減額する。この場合において、減額後の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を本補助金の交付額とする。

（補助金交付申請等）

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事の着工予定の日の5開庁日前までに、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(1) 建物部分の不動産登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

(2) 見積書（機器設置に要する経費の内訳を記載したものに限る。）の写し

(3) 設置予定の機器の形状、規格等が分かるパンフレット、カタログ等の写し

(4) 交換ランプ一覧表（第2号様式）

(5) 建物全体の平面図（機器の種類及び設置箇所を明示したもの）

(6) 設置工事着手前の現況カラー写真

(7) LED照明を自己所有でない建物又は共有名義の建物に設置する場合（分譲マンションの共用部分に設置した場合を除く。）は、建物所有者（共有名義の建物に設置した場合にあっては、申請者以外の共有者）の承諾書（第3号様式）

(8) 申請者が個人又は個人事業主で、現年度の前々年度1月1日における住民登録地が足立区以外の場合は、現年度の前年度に賦課決定された当該住民登録地の住民税納税証明書又は非課税証明書

(9) 申請者の住民登録地が足立区以外の場合は、氏名及び住所が確認できる書類の写し

(10) 申請者が法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）

(11) 申請者が法人の場合は、法人住民税納税証明書（法人住民税が非課税などの理由で取得できない場合にあっては、法人税納税証明書その3の3）

(12) 申請者が個人事業主の場合は、開業届、青色申告書、賃貸借契約書等、事業内容が確認できる書面の写し

(13) その他区長が必要と認める書類

2 前項の規定による本補助金の交付申請の受付については、区長が定める期間に行うものとする。

3 前項の受付は、先着順とし、区の予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を終了する。

4 前項の受付終了日に複数の交付申請書が提出された場合で、当該申請者のいずれかに対し補助を行うと予算の額に達するときは、当該申請者で抽選を行い、順位をつけた上、当該順位の上位の者から申請の内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定及び不交付決定）

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、第3条に規定する基準に適合すると認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付を決定するとともに、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知する。

2 区長は、申請者について第3条に規定する基準に適合しないと認めたとき又は予算の範囲を超えるときは、本補助金の不交付を決定し、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

（変更等の申請）

第8条 前条第1項の決定を受けた者（以下「本補助金交付決定者」という。）は、当該決定に係る交付申請の内容を変更しようとするときは、当該変更前に集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、申請金額を増額することはできない。

2 区長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その変更内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更承認通知書（第7号様式）により当該補助金交付決定者に通知する。

(完了報告)

第9条 本補助金交付決定者は、LED照明の設置を完了したときは、当該工事に係る補助対象経費の支払を完了した日から起算して概ね30日以内にLED照明設置完了報告書(第8号様式)に次の書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、当該報告書の提出については、当該年度の3月末日(当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日)を超えてはならないものとする。

(1) 設置工事に係る領収書の写し(ローンによる支払の場合は、ローンの契約書の写し)

(2) 設置工事に係る領収書の内訳を記載した書面の写し

(3) 設置工事後の完成カラー写真

(4) 蛍光灯ランプをLEDランプに交換した場合(照明器具全体を交換した場合を除く。)は、LEDランプ導入に関する確認報告書(第9号様式)

(5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 区長は、前条の完了報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付額確定通知書(第10号様式)により当該補助金交付決定者に通知する。

2 前項の規定による交付額の確定に係る決定を受けた者は、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第11号様式)を区長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第11条 区長は、前条第2項の規定により交付額の確定に係る決定を受けた者から集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出を受けたときは、速やかに本補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、本補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により本補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 本補助金交付決定者から文書で申請の取下げがあったとき。

(3) その他、この要綱の規定に違反したと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により本補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定取消通知書(第12号様式)により当該補助金交付決定者に対し通知する。

(不正手続き等に対する措置)

第12条の2 区は、本補助金交付決定者、手続代行者又は施工業者(以下本条において「本補助金交付決定者等」という。)が、偽りその他不正の手段により本補助金の交付に関する手続きを行い、又は当該手続きその他法令の規定に違反する行為を行った場合には、当該本補助金交付決定者等に対し、次の措置を講じることができる。この場合において、本補

助金交付決定者等から業務を受託した者が不正手続き等を行ったときは、当該本補助金交付決定者等が当該業務を受託した者と共に不正手続き等を行ったものとみなして本条を適用する。

(1) 第7条第2項の規定による本補助金の不交付の決定、前条第1項第1号の規定による交付決定の取消し及び次条の規定による本補助金の返還の請求

(2) 区長が別に指定する補助金交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、補助対象者、手続代行者又は施工業者の対象外とすること。

(3) 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

(補助金の返還)

第13条 本補助金交付決定者は、区長が第12条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、本補助金が既に交付されているときは、区長の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(状況調査)

第14条 区長は、必要に応じて本補助金の対象となった設置機器の状況調査を行うことができる。

(省エネ・節電活動への取組)

第15条 本補助金交付決定者は、環境にやさしい生活の実践により、省エネ・節電活動に努めなければならない。

(管理義務)

第16条 本補助金交付決定者は、当該設置機器を常に良好な状態で管理し、環境負荷の低減に努めなければならない。

(調査協力)

第17条 本補助金交付決定者は、区が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）による。

付 則（23足環温発第703号 平成23年8月8日 環境部長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（23足環温発第2029号 平成24年3月30日 区長決定）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（24足環政発第1249号 平成24年9月7日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（24足環政発第2545号 平成25年3月13日 区長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（25足環政発第4135号 平成26年3月25日 区長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足環政発第80号 平成27年4月17日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

付 則（２７足環政発第３４４６号 平成２８年３月３１日 区長決定）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付 則（２８足環政発第２４７１号 平成２８年１１月２５日 区長決定）

- １ この要綱は、平成２８年１１月２５日（以下「施行日」という。）から施行する。
- ２ この要綱による改正後の第３条第２項第１号、第３条第２項第２号、第３条第２項第７号及び第９条第５号の規定は、施行日以後に第６条第１項に基づく補助金交付申請を受理したものから適用し、同日前に補助金交付申請を受理したものについては、なお従前の例による。

付 則（２８足環政発第３８５９号 平成２９年３月３１日 区長決定）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付 則（２９足環政発第３３１０号 平成３０年３月２７日 区長決定）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付 則（３０足環政発第３４１６号 平成３１年３月２９日 区長決定）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付 則（３１足環政発第３５０８号 令和２年３月１２日 区長決定）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付 則（２足環政発第３８３９号 令和３年３月１９日 区長決定）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付 則（３足環政発第４６２７号 令和４年３月３０日 区長決定）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付 則（４足環政発第４２９４号 令和５年３月１６日 区長決定）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

付 則（５足環政発第５０３１号 令和６年３月２８日 区長決定）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付 則（６足環政発第５３８５号 令和７年３月３１日 区長決定）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

付 則（７足環政収第３３０７号 令和７年１０月１７日 区長決定）

（施行期日）

- １ この要綱は、令和７年１１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この要綱の施行の際、現に改正前の足立区集合住宅・事業所等ＬＥＤ照明設置費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものに、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（７足環政収第６９９３号 令和８年３月３１日 区長決定）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

年 月 日

（提出先）足 立 区 長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金の交付を下記のとおり申請します。本補助申請にあたっては、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱の規定を遵守します。また、補助金の認定に必要な範囲で、足立区の住民記録情報及び税務情報を調査し、利用することを承諾します。

記

本申請の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ ☐（同意の場合は、☐に✓をしてください）

1 補助金交付申請額

申請金額	円（1,000円未満切捨て）
------	----------------

2 申請者

住 所	〒
ふりがな	
申請者名	
電話番号	()

3 対象物件

住 所	〒 足立区
ふりがな	
名 称	
電話番号	()

4 予定工事期間 ※記載必須

着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

5 他のLED補助金の申請の有・無（いずれかの☐に✓をしてください。）

申請状況	☐ 申請済み	☐ 申請予定	☐ 申請予定なし
団体名		補助金交付額（予定）	円

6 申請書提出者（2 申請者と異なる場合は記入してください。）

事業者名称：	
担当者氏名：	電話番号：

第2号様式（第6条関係）

交換ランプ一覧表

No.	交 換 前			交換内容 ※いずれか✓を記入	交 換 後		
	ランプの種類	消費電力	本 数		LED ランプの型番	消費電力	本 数
1		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
2		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
3		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
4		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
5		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
6		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
7		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
8		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
9		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本
10		W	本	☐ 器具ごと ☐ ランプのみ（工事あり）		W	本

※ 交換前の「ランプの種類」の記入例…白熱電球、直管型蛍光灯、電球型蛍光灯、水銀灯、ハロゲン電球等

「建物全体の平面図」および「設置工事着手前の現況カラー写真」の附番方法

（例）交換ランプ一覧表のNo.1 が複数ある場合、「建物全体の平面図」および「設置工事着手前の現況カラー写真」には 1-1、1-2 と記載

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（提出先）

足立区長

（承諾者）

住 所

（ふりがな）

氏 名

電話番号

承 諾 書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金の申請に係る下記の建築物について、申請者が法定耐用年数内における善良な管理義務を果たすことを条件に、申請者が対象機器を設置することを承諾します。

記

- 1 所有状況（いずれかの□に✓してください）
☐ 私の所有
☐ 申請者と私との共有
- 2 建築物の住所（□に✓してください）
☐ 第1号様式の申請者住所と同じ
- 3 申請者氏名
- 4 申請者との関係（例：配偶者、親、子、貸主）

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定通知書

先に申請のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付予定金額	¥ —
対象物件名称	
対象物件住所	〒
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

※ 交付予定金額は、集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付申請書（第1号様式）による申請に対して交付する予定の額です。申請内容を変更する場合、交付額の見直しや交付決定の取消しを行うことがありますので、必ずご連絡願います。

※ 当該工事に係る経費の支払を完了した日から概ね30日以内かつ当該年度の3月末日（当該日が休日等に当たる場合にあっては、当該日の直前の休日等でない日）までに完了報告書を提出してください。なお、2月末日までに工事が完了する必要があります。

No. _____

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金
不交付決定通知書

先に申請のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金について、下記の理由により不交付を決定しましたので、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき通知します。

記

1 対象物件住所

足立区

2 理 由

足立区長

$$(\overline{\tau} \quad -)$$

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

足立区集合住宅・事業所等ＬＥＤ照明設置費補助金交付要綱第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

- 2 変更事由 ☐工事内容の変更 ☐補助対象経費の変更
☐補助対象工事の中止 ☐その他（ ）

- ### 3 変更内容

添付書類

- ## 1 変更内容が分かる資料

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付変更承認通知書

先に申請のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付の変更について、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更を承認したので通知します。

記

1 交付決定番号及び年月日

年 月 日 付 足 収第 号

2 変更理由 ☐工事内容の変更 ☐補助対象経費の変更

☐補助対象工事の中止 ☐その他（ ）

3 変更内容

No. _____

年 月 日

（提出先）

足 立 区 長

（〒 - ）

住所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

ＬＥＤ照明設置完了報告書

足立区集合住宅・事業所等ＬＥＤ照明設置費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

本完了報告書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ ☐ （同意の場合は、 ☐ に✓をしてください）

補助金請求予定金額	円
対 象 物 件 名 称	
対 象 物 件 住 所	〒
完 了 年 月 日	年 月 日

No. _____

年 月 日

（提出先）

足立区長

LEDランプ導入に関する確認報告書

1 対象物件名称 _____

2 対象物件住所 足立区 _____

3 工事完了年月日 年 月 日

4 安全確認チェックリスト

	確 認 項 目	チェック	備 考
1	ソケット、電線、電源ターミナル（端子台）等に変色、硬化、ひび割れ、芯線露出などがない。	☐	
2	既設の蛍光灯器具の安定器を取り外している。 または既設の安定器をそのまま使用する場合、安定器が劣化していない（照明器具の使用期間が3万時間を超えていない）。	☐	
3	LED ランプの電圧、電流は、ソケットの定格値（電圧、電流）以下である。	☐	

上記のとおり報告します。

工事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____

電話番号 _____

※ 既設の蛍光灯ランプを LED ランプへ交換する工事を行った場合は、この報告書を作成してください（照明器具全体を交換した場合を除く）。

足 収第 号
年 月 日

様

足立区長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金について、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を確定したので通知します。

記

1 対象物件名称

2 対象物件住所

足立区

3 補助金交付金額

¥ _____

No. _____

年 月 日

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金
交付請求書兼口座振替依頼書

足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第10条第2項に基づき、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

本請求書兼口座振替依頼書の記載事項について、誤字、脱字などの軽微な訂正については、区役所職員が行うことに同意します。→ ☐（同意の場合は、☐に✓をしてください）

補助金請求金額	¥				0	0	0
---------	---	--	--	--	---	---	---

〒

住 所 _____

申請者名 _____

電話番号 _____

（提出先）
足立区長

上記請求金額を、下記の口座へお振り込みください。

振 込 指 定 口 座	銀 行 ・ 信用組合 信用金庫 ・ 農 協									本 店 支 店 出張所
	預金種別	普通・当座	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義人									

*口座名義人は、補助金請求者と同一の方に限ります。

No. _____

足 発第 号
年 月 日

様

足立区長

集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定取消通知書

足 収第 号、 年 月 日付で通知した集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付決定について、足立区集合住宅・事業所等LED照明設置費補助金交付要綱第12条第1項に基づき、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、通知します。

記

1 対象物件名称

2 対象物件住所

足立区

3 理 由

4 補助金交付決定取消金額

¥ _____

No. _____